

新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年11月12日

地 方 六 団 体

全国の新規感染者数は減少を続け、現在、医療提供体制への負荷も軽減されているが、今夏の第5波では、デルタ株により急激に感染が拡大し、多くの地域で医療提供体制が危機的状況に陥ったところであり、感染が落ち着いている今こそ、次の感染拡大に備え、医療提供体制の強化・充実等の課題に取り組むことが重要である。

また、約半年におよぶ緊急事態宣言等により地域経済は危機的状況に陥っており、一刻も早い経済再生が求められる。

地方団体としても、国と力を合わせ、感染再拡大の防止や医療提供体制の充実・強化、地域経済の回復に全力で当たる決意である。

政府におかれても、地方と十分協議を行った上で第6波対策をとりまとめるよう求めるとともに、社会経済活動の維持と再生に向けた手厚い大胆な経済支援等を含め、実効性のある対策をスピード感をもって講じるよう、強く求める。

□ 新型コロナウイルス感染症に関する取組

- デルタ株への置き換わり等による急激な第5波の到来、その後の急激な感染者数の減少など、その経過・原因、対策の効果等については十分な検証が必要である。今後到来する第6波に備えるためにも、国において、諸外国との比較も含めて科学的根拠や知見を交え、今回の第5波の分析・検証を早期に進めた上で総括を行い、有効かつ具体的な対策を地方と共有するとともに国民に対してしっかりと提示すること。
- 出口戦略・行動制限の緩和の検討に向けて、地域ごとの感染状況や医療提供体制などの実情に応じた制度となるよう、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、可能な限り制約のない日常生活に徐々に戻していくよう、適用場面・適用期間を含め制限緩和の具体的な内容、及び終了時期を明示し、集中ヒアリングを始め国民的な議論につなげること。加えて、緊急事態宣言地域等における緩和を前提とした議論ではなく、それ以外の地域における感染対策強化も視野に入れた幅広い議論を行うこと。

ワクチン・検査パッケージの実施における、PCR検査等の受検や検査結果証明書に係る個人負担への支援策、市区町村や保健所、医療機関の負担とならない制度設計、その他、年齢制限や疾病等によりワクチンを接種できない方への支援をはじめとする各種取組への支援を拡充すること。また、個人の人権にも十分配慮した取扱いがなされるよう留意するとともに、具体的な規範やガイドラインを示すこと。さらに、技術実証について、結果の評価方法をあらかじめ設定の上、データを蓄積・分析、公表するとともに、その知見を活かして本格実施に移行すること。なお、出口戦略の検討においては、行動制限の緩和を中心に議論されているが、感染しても重症化させずに国民の命が守られる医療体制の確保が出口戦略の根幹であり、積極的疫学調査や入院・治療の徹底を堅持する体制の構築を併せて議論すること。

- 第6波に備え、感染状況に即応し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を現場の実情を把握している知事の要請に応じて、国会報告等も含めて手続の簡素化・迅速化を図り、適用までの時間を短縮するなど迅速かつ機動的に発動できる仕組みに見直すこと。また、爆発的な感染拡大時においては、全国に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を適用した上で、各都道府県知事が地域の感染状況に応じた対策・地域を選択できる運用の導入を検討すること。今後も「感染爆発」が生じ得るとの認識に立ち、「エリア限定」「短期間」「より強い措置」を合言葉に、徹底した人流抑制策について、国の責任の下で、特措法・旅館業法等必要な法整備も含めて検討すること。また、直ちに感染拡大防止に効果を発揮できる内容へ基本的対処方針を変更することも含めた運用の見直しをはじめ、爆発的感染拡大の危機を突破するため、現行特措法下でも可能な幅広い制限とこれを可能とする国の財源措置について、例えば、ロードプライシングなどあらゆる思い切った措置も含め、速やかに検討すること。
- 第5波の教訓を踏まえ、更なる病床と宿泊療養施設の確保及びそれぞれの稼働率の向上、自宅療養における適切な医療の提供並びに臨時医療施設、酸素ステーションの設置に向けて、医療従事者の一層の協力が得られるよう、緊急時には現行の感染症法よりも強制力のある要請が可能な法制度を整備すること。現在、国内承認されている中和抗体カクテル療法は重症化防止に効果が期待できることから、必要な患者に迅速かつ公平に投与ができるよう、供給の飛躍的拡大・円滑化を図るとともに、そのスケジュールや供給見込みを示すこと。また、必要な患者に対し迅速に中和抗体薬を使

用できるよう、医師の判断による柔軟な対応を含め、広く活用し得る環境整備を進めること。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、医療提供体制拡充のための必要な支援は令和3年12月末まで実施されることとなったが、1月以降の方針を各自治体に速やかに示すとともに、病床確保や臨時医療施設の設置をはじめとした対策に必要な財政措置を確実に講じること。新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うこと。

- 政府が「『次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像』の骨格」の中で示した病床確保に当たっては、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう地方の意見を踏まえながら検討を進めること。加えて、病床確保だけでなく、積極的疫学調査の徹底をはじめとする保健所機能のより一層の強化が重要であることから、変異株も含めた感染拡大防止のため、検査体制の強化を踏まえ、感染がさらに拡大する前に迅速かつ的確な対応がとれるよう、都道府県・保健所による感染ルートの探知、積極的疫学調査及び入院・治療の徹底を支援すること。さらに、濃厚接触者以外の戦略的PCR検査の実施要領作成、保健当局間で疑い例も含めた陽性患者の情報共有を迅速に行うための実効性ある体制整備を早急に図るとともに、陽性者が越境する事例等が生じないよう感染症法の厳格な運用を図ること。
- 世界各国での変異株の確認等を踏まえ、新たな変異株に対する水際対策を徹底し、対象となる変異株の流行国・地域からの入国制限については、感染状況に応じて機動的に対象国を拡大すること。また、入国者に係る都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組み、健康観察期間中に有症状となった場合は、症状の程度にかかわらず漏れなく把握し、管轄保健所への通知と医療機関受診のフォローアップ徹底を図ること。併せて、外国からの船舶入港前に取得している情報を、港湾管理者に伝達すること。
- ワクチン接種については、自治体の事情を踏まえた上で、新たに12歳になる方も含め、希望する種類、量のワクチンを確実に供給するとともに、円滑な接種が大都市部・地方部を問わず可能となるよう万全を尽くすこと。第5波では12歳未満の子供が感染する事例が顕著に目立ったことから、

海外での接種事例や知見を踏まえつつ、速やかに接種対象拡大に関する国としての方針を示すこと。ワクチンの効果や副反応について、客観的データに基づいた分析・検証を行い、特に若年層・壮年層を中心に、接種が周りの方も含めて守ることを示す正確な情報を、様々なツールを活用して発信すること。追加接種（3回目接種）の実施に向けた取組について、接種順位の考え方や対象者の範囲、ワクチンの種類等のより具体的な枠組みについて早期に示した上で、実際の運用に当たっては自治体で柔軟な設定ができるようすること。また、具体的なスケジュールを含めた接種の進め方を早期に提示するとともに、自治体が必要とするワクチン量を確実に供給すること。追加接種に要する費用については、地方の負担が生じないよう、国において確実に財政措置を講じること。

- 厳しい経済情勢を踏まえて、事業者支援・感染症防止対策に必要な財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の市町村分を含む2兆円規模の増額や、飲食店、観光・交通関係といった幅広い事業者の支援を含め、補正予算での措置により、大胆かつ強力な経済対策を断行すること。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により国民や全国の幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、地域、業種を限定しない形で、事業規模に応じた給付金を支給するなど、国において手厚く大胆な経済支援・生活支援を講じること。地方団体の資金繰りへの対策については、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要な場合には適切な措置を講じること。
- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。併せて、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷についても、絶対にあってはならないものであり、政府としても全国的啓発を行うこと。また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNSを活用した人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

地方創生及び地方分権改革の推進について

令和3年11月12日
地 方 六 団 体

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響で依然として厳しい状況にあり、今後の地方財政運営は相当厳しいものになることが想定される。

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。

加えてこれからは、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、人口減少の中で地域に雇用を確保し、都市と地方の賃金格差の解消を図りつつ、新しいひとの流れを生み出すことで地方創生を実現し、デジタル化を推進するとともに、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靭な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う「人づくり」などの本的な課題の解消についても、手を止めることなく進めていく必要がある。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- 地方創生の実現に必要な安定的財源の確保
- 人口減少に対応したまちづくり
- デジタル化の推進
- 脱炭素社会の実現に向けた取組
- 防災・減災対策の推進と強靭な国土づくり
- 持続可能な社会保障の基盤づくり
- 次世代を担う「人づくり」
- 地方分権改革の着実な推進
- 地方議会の活性化
- 地方税財源の確保・充実

□ 地方創生の実現に必要な安定的財源の確保

- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れ等が懸念される中で社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、脱炭素社会の実現に向けた取組、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済の活性化・雇用対策、地域社会の維持・再生、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和4年度においても、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。
- 地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。また、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。
- 国庫補助金等については地域の実情を踏まえて補助金の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行うこと。

□ 人口減少に対応したまちづくり

- 地方創生の深化に向け切れ目ない取組を進めるため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方の意見を十分に反映しながら、Society 5.0 の実現やSDGs達成に向けた取組、また、感染症による意識・行動変容や外国人材の受け入れなど、社会変化を見据えた戦略の着実な推進を図ること。

- 農山漁村が持つ国土の保全などの重要な公益的機能を国民共有の財産として維持・再生するため、都市と農山漁村が共生する社会の実現を図り、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層促進するとともに、移住・定住以外の地域と多様に関わる「関係人口」の拡大への支援をさらに充実すること。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部への過度な人口集中に伴うリスクが再認識された。都市から地方への新たな人の流れを大きなものにするため、デジタルトランスフォーメーションを推進し、テレワークやワーケーション、移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な働き方を積極的に推進するとともに、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に取り組むこと。
- 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。また、人口減少等特別対策事業費の算定が「取組の必要度」から「取組の成果」に段階的にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体において、地方創生の目的を達成するには長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。
- 地方創生の実現に向け、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、地方創生の更なる全国展開に向け、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充、地域再生計画の認定及び交付に係る申請手続の簡素化など、地方の意見等を十分に踏まえ、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。
- テレワークやリモートワーク等の時間や場所にとらわれない働き方を積極的に推進する観点から、地方及び民間事業者が主体性を十分に発揮できるような環境を整えるとともに、「地方創生テレワーク交付金」を充実・確保し、地方でのサテライトオフィス・コワーキングスペース等の開設やテレワークを活用した移住等の取組を支援すること。
- U I J ターンによる起業・就業者の創出や、テレワークによる移住を促

進するため、「移住・起業支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による支援金の対象者が在住する東京 23 区等での周知・広報の充実を図ること。

- 「地方拠点強化税制」については、新型コロナウイルス感染症の影響で企業の地方移転の機運が高まっている中、若い世代が安心して働く質の高い雇用の場を確保するためにも、本制度を継続すること。また、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すること。
- 地方創生に不可欠な高規格道路のミッシングリンク解消、暫定 2 車線区間の 4 車線化等を行うための財源確保、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げなど、「地方創生回廊」を早期に構築すること。また、地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保及び充実のため、関係する法規制の横断的な見直し及び地方への支援を行うこと。
- 中枢中核都市について、「ミニ一極集中」となり、周辺市町村が疲弊することのないよう留意すること。
- 文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、世界文化遺産や日本遺産をはじめ地域における文化財の付加価値を高め保存と活用の好循環を創出する取組や、伝統芸能など地域文化の次世代の「担い手」「支え手」の育成、様々な文化資源を生かした「まちづくり」などの取組に対する支援を拡充すること。
- 将来的なインバウンド需要の復活をはじめとした観光の活性化にあたり、水際対策の徹底などの環境整備はもとより、国内観光も含めた今後の具体的な対策や工程を明らかにするとともに、地方の観光を活性化し地方創生につなげていくため、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すること。
- 国際観光旅客税については、これまででも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、その税収の一定割合を

地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すること。

- 地籍調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地元説明会や境界立会の中止で遅れが生じており、「所有者不明土地」や「境界不明土地」の増加が加速する恐れがあることから、国において効率的な調査手法の積極的な導入を推進するとともに、地域からの要望を踏まえ、必要な予算を十分に確保すること。
- TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体质強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な対策を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。
- 「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業政策と農村政策が互いに循環・発展していくため、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策を、車の両輪としてバランスよく実施すること。また、基本計画に明記された「地域政策の総合化」を着実に推進するとともに、農業・農村の有する多面的機能の重要性について、国民各界各層に対して一層の理解醸成に向けた取組を推進すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じており、米の需給と価格の安定化に向け、国主導による実効的な過剰米への対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進すること。また、農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」等について、令和4年産以降も助成水準を維持すること。さらに、農業者が安心して飼料用米生産等に取り組むことができるよう、「水田活用の直接支払交付金」については、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置すること。
- 新規就農者の育成・確保は、わが国農業を継続していく上で極めて重要であり、これまで、国が、全額を負担して「農業次世代人材投資事業」及び「農の雇用事業」により、就農前の研修を後押しするための資金及び就

農直後の経営確立を支援する資金の交付や雇用就農への支援を行い、地方が、新規就農者の定着に向けた技術経営指導等の役割を担うことで、国と地方がそれぞれの役割に応じ、資金面・技術面の両面から支援を行ってきたところである。令和4年度概算要求において、「農業次世代人材投資事業」等を見直した「新規就農者育成総合対策」では、唐突に地方負担が盛り込まれたところであるが、仮に地方負担が発生した場合、地方公共団体の財政力によって、新規就農者等に対する支援に差が生じることにつながりかねず、また、経営開始への支援については、10年という長期の後年度負担を地方に強いこととなる。国においては、従来どおりの国と地方の役割を堅持し、全額国費による措置を継続するとともに、十分な予算を確保すること。さらに、農作業の省力化や生産性、収益力の向上を実現するスマート農業を推進すること。

- 外国人材について、在留資格「特定技能」に係る特定産業分野の追加、受入れ人数の変更等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかり図った上で、地域の労働需給の状況や、地方自治体や地域の事業者団体、中小事業者等から聴取した意向等を反映すること。「特定技能」の制度概要や手続等についても、法務省が各省庁の情報を取りまとめ、事業者団体や企業等に対して、十分な情報発信及び相談対応を一元的に行うこと。
- 今回のコロナ禍によって深刻化している、孤独・孤立対策を強力に進めるため、国においては孤独・孤立対策に関する連絡調整会議や3つのタスクフォースでの議論を早急に進めて、同対策を強力に推進するための戦略、指標の整備、進捗管理の仕組みなど対策の全体像を早期に提示すること。加えて、いつ、誰でも孤独・孤立に陥り得るという認識のもと、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが可能となるよう、相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、支援団体・個人に対する支援、ひとり親家庭における養育費の確保策等の充実を図るとともに、セーフティネット強化交付金、地域女性活躍推進交付金、地域自殺対策強化交付金など地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の財源確保や対象拡大を図ること。

□ デジタル化の推進

- デジタル社会の実現に向けて、本年9月に創設されたデジタル庁が司令

塔となり、国を挙げたデジタル改革が進められている。全ての国民が日常生活の中で利便性の向上やゆとりと豊かさを実感できるよう、社会全体のデジタル化に関する施策を迅速かつ着実に実行するとともに、経済対策において「デジタル田園都市国家構想推進交付金（仮称）」を創設することを含め、地方におけるデジタル化の取組への支援を行うこと。

- 住民生活に直結する基幹系 17 業務について、国が構築する「ガバメントクラウド」を利用し、原則令和 7 年度（2025 年）までに、全ての地方自治体において標準化を実現するとされている。地方自治体のシステム移行については、自治体の意見を丁寧に聞きつつ、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップに努めること。特に、本年 7 月に「自治体 DX 推進手順書」において、情報システムの標準化や行政手続のオンライン化についての作業手順が示されたところであるが、システム変更により生じる改修について、費用等に対する財政的支援と人材育成・外部人材確保等に対する支援を確実に行うこと。
- 5 G は都市部を中心に整備が進められているが、全ての地域において、都市部に遅れることなく、5 G の全国展開及びその利活用を早期に実現するため、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の基盤整備を一気に進めること。
- ローカル 5 G は、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であることなどから、中小企業においては、その導入が十分進んでいない。経営基盤の弱い中小企業等での導入や利活用の促進を図るため、技術的・財政的支援を拡充すること。また、ローカル 5 G を活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。
- 国における、光ファイバ整備の支援に係る予算措置の大幅な増額と、支援対象の条件不利地域以外への拡大が、従前、整備が進まなかつた地域での整備促進につながったものの、様々な事情により整備に未着手の地域も残されていることから、こうした支援制度の拡充に継続的に取り組むこと。また、国の研究会において、有線ブロードバンドをユニバーサルサービス

に位置付け、交付金制度による支援が必要であるとの方向性が示され、交付金の支援対象経費は維持運用経費とし、更新費を支援対象とすることは継続検討とされたところであるが、この支援対象経費に更新費を含めることを明確化するとともに、設備等の拡充に係る整備費についても支援対象とすること。

- マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。また、マイナンバーカードについて、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの構築や、取得手続の更なる簡素化、発行窓口である市町村への支援を強化し、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進めること。さらに、マイナンバーの利便性向上に向けては、マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証による個人認証、各種免許証等との一体化など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関との適切な連携により、確実な実現を図ること。なお、マイナンバーカードの健康保険証への利用については、制度上可能になったものの、医療機関へのカードリーダーの導入の遅れなど運用面での課題が残っていることから、利便性の向上など、課題の解消に向けた対策を講じること。
- 地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションを創出していく上で、行政が所有するデータを民間企業等が有効に利用できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一化など、オープンデータの質の向上を図ること。公的機関等で登録・公開され、行政手続におけるワンストップの実現や、様々な分野での活用が予定されている「ベース・レジストリ」については、本年5月からその対象となるデータの指定が始まったことから、整備を計画的に進めるとともに、社会的ニーズや経済効果の高いデータの「ベース・レジストリ」の指定を進めること。また、データの収集から管理、提供に至るデータ基盤の整備、オープンデータ化の推進やそれを活用して政策立案を行える人材の育成など、地方では課題も多いため、地方が行うオープンデータ化の様々な取組に対して十分な支援策を講じること。
- デジタル社会においては、専門知識を有する多種多様な人材の確保・育成が喫緊の課題となっていることから、国において、デジタル人材に求められる専門的能力や中長期的な育成方針等を示すとともに、デジタル人材

の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めること。また、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、A I 等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援するとともに、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うこと。

- 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、全ての人が身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境の整備を引き続き行うとともに、多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に利用できる I C T リテラシーの向上を支援すること。また、地方自治体が行う独自のデジタルデバイド対策や、U I （ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信、A I を活用した行政手続のデジタルサポートなどの先進的な取組等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。
- 国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービスの導入が進められ、これに伴い地方自治体においてもクラウド化を推進する必要があることから、国において、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性の向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となる。このことを踏まえ、昨年 12 月に改定された「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、今後、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。
- 国民目線でデジタル社会の実現に向けた取組を進めることが重要であり、地方自治体の意見を丁寧に聞きつつ、国におけるデジタル関連法案の審議で指摘された諸課題に適切に対応するとともに、必要かつ十分な財源を確保すべきである。特に、地方自治体の情報システムについて、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じること。

□ 脱炭素社会の実現に向けた取組

- 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを發揮し、関係主体の取組を促進すること。また、関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるよう、関係主体の取組や意見を十分に尊重しながら、地域の実施体制を積極的に支援すること。
- 国と地方の役割を踏まえた一体的な施策を推進するため、国と地方との恒常的な協議の場を設けること。
- 「地域脱炭素ロードマップ」で示された脱炭素先行地域や脱炭素の基盤となる重点対策に取り組む地域はもとより、脱炭素地域づくりに取り組む全ての地域や主体も支援していくことが重要であることから、省エネルギー対策の更なる推進や、再生可能エネルギーの普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組を支援するため、多年度にわたり利用しやすい総合的な交付金を創設するとともに、その円滑な実施が図られるよう、地方財政措置を講じること。また、今後の諸施策の進展を見極めつつ、地方が自由に使える財源を確保すること。
- 新築住宅について、再生可能エネルギーの導入を要件としたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入が促進されるよう、十分な支援策を講じること。特に、低日射・多雪等の地域的制約に対応した技術開発をはじめ、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、財政支援など必要な支援を行うこと。
- 既存住宅について、高断熱性能の確保、住宅屋根への太陽光発電設備や蓄電池の設置に向けて各自治体も積極的に取り組める必要な支援策を検討すること。
- 公共施設や社会福祉施設、商業用ビルをはじめとする建築物のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化を促進するため、国費による十分な財政措置を行うなど、必要な支援策を講じること。
- 将来の人口構造等を見据えたエネルギーの自立分散化、グリーンインフラの整備、スマートムーブ（カーシェアリング、EV、FCV、公共交通、自転車活用）の推進など、国民の利便性だけでなくエネルギーの効率化、

ひいては防災・減災にもつながるインフラ整備を推進すること。

□ 防災・減災対策の推進と強靭な国土づくり

- 東日本大震災からの復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。また、いまだ根強く残る風評被害の解決に向け、国内外への正確かつ効果的な情報発信等の対策を引き続き強力に推進すること。
- 我が国では、その自然条件等から数多くの災害に見舞われており、今年も令和3年7月1日からの大雨等による甚大な被害が発生している状況であり、自然災害には万全の防災体制で備えること。また、被災地の復旧・復興対策等に係る国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じるとともに補正予算を含めた機動的な対応を図ること。
- 熱海市における大規模な土石流災害の発生を踏まえ、全国の盛土について危険性の有無の総点検を地方自治体と連携して早期に完了させるとともに、残土の処分や大規模な地形の改変に対する規制の在り方を検証した上で対応方針を示し、再発防止策の徹底に早期に取り組むこと。また、盛土に関して全国統一の安全基準を設け、規制の強化を含めた法制度の整備を図るとともに、地方自治体の土石流対策に係る技術的、人的及び財政的支援を強化すること。
- 令和元年房総半島台風がもたらした大規模停電の教訓を活かし、台風に伴う停電回避に向けた万全の体制を整備すること。特に、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制が確保されるようにすること。
- 近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、道路、河川、砂防、上下水道等の社会资本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会资本整備総合交付金等を確保し、適切に配分すること。
- 強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強

鞌化のための「5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を当初予算において安定的・継続的に確保すること。

- 地方団体が引き続き公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進していくために、「公共施設等適正管理推進事業費」については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することや全国知事会調査によれば、都道府県において令和4年度からの5年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれることなど地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や延長・拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
- 大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い施設整備交付金の創設等、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度等を創設すること。
- 近年の豪雨災害を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、治水対策、土砂災害対策の抜本的強化に向け、堤防強化対策等への財政支援の拡充を図ること。また、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- 地方が整備する光ファイバが風水害などにより被害を受けた場合の災害復旧事業については、デジタル社会を支える情報通信基盤の重要性に鑑み、道路等の公共インフラと同様の復旧に係る財政支援措置を講じること。
- 巨大地震等に備え、医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政的支援を一層充実・強化すること。
- 被災者生活再建支援制度について、支給対象を半壊まで拡大するなど、制度の充実と安定を図ること。
- ワクチン接種済み農場での豚熱発生に鑑み、豚へのより適切なワクチン

接種時期を提示するとともに、アフリカ豚熱や豚熱の発生に備え、農場における更なる飼養衛生管理向上や発生農家や産地の再生に向けた支援策の充実を図ること。また、野生いのししについて、豚熱の撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための工程を示すとともに、捕獲や経口ワクチン散布などの対策に必要な予算を確保すること。さらに、アフリカ豚熱の水際対策を一層強化するとともに、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、国自ら早期の封じ込めを図るための初動方針の策定や必要資材の備蓄など、水際対策とまん延防止策を一連で行うための体制を構築すること。

□ 持続可能な社会保障の基盤づくり

- 国民健康保険制度については、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、引き続き国の責任において確実に行うとともに、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。
- 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は極めて重要であることから、配分方法等の見直しは容認できるものではない。国民健康保険制度における保険者へのインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用することとし、その評価の在り方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。
- 生活保護受給者の国保等への加入について、中長期的な課題として検討を深めるべきとの議論があるが、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、国保制度等の破綻を招くおそれがあることから、国においては、日本国憲法第 25 条に定める責任を果たすこと。
- 「保険者機能強化推進交付金」及び令和 2 年度に創設された「介護保険保険者努力支援交付金」については、高齢者の自立支援・重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とともに、評価指標の判断基準を明確にすること。また、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。なお、都市部と地方部、地方団体の規模等によって地域資源や体制など、取組の前提条件が異なることにより不公平が生じることのないよう、

人口規模を加えた区分別の評価に見直すこと。また、保険者の取組の「見える化」の一環として市町村等の得点獲得状況が一般公表されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限配慮すること。

- 介護職員に係る処遇改善加算取得をさらに推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、地方自治体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、地方自治体の意見を十分踏まえ、必要な措置を講じること。特に、上限額の設定については、地方自治体が必要とする事業を円滑に実施できるよう、適切な見直しを行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が再認識されたことを踏まえ、地域医療構想については、再編統合を前提とせず、地域医療の確保という観点からの検討を行うこと。また、今後起こり得る感染症の流行を見据え、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革とも併せ、公立・公的医療機関のあるべき姿など、地方と抜本的な議論を行い、地方の意見を施策に反映すること。
- 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- 医療サービスを安定的に提供するため、医師・看護師等の不足や地域間・診療科目等の医師偏在の実態を踏まえ、地域に必要な医師・看護師等の絶対数を確保するため、医学部入学定員における地域枠を増員するなど更なる施策及び財政措置を講じること。また、地域における医師偏在を解消するため、地域医療研修の期間延長や一定期間の地域医療従事の義務付けなど、医師少数地域に医師が派遣されるよう実効ある対策を講じること。なお、新専門医制度について、医師偏在を助長すること等、地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地方の意見を踏まえ、国として適切に対応すること。

- I C Tを活用した遠隔診療は、医療資源の少ない離島や中山間地域など条件不利地域のみならず、専門医不足の解消や感染症のまん延防止等にも有効な手段であることから、普及に向けたガイドラインの見直しや診療報酬の改定など、必要な対策を講じること。
- 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保やI C Tを活用した遠隔診療等、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な経費を支援すること。
- 医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を推進するため、地方の意見を十分踏まえ、国の責任において必要な措置を講じること。また、生活困窮者自立支援制度においても、地方の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、補助基準額及び補助率を見直すなど、十分な財政措置を講じること。

□ 次世代を担う「人づくり」

- こども庁については、子ども関連政策を円滑・強力に推進するため、チルドレン・ファーストの実現に向けた、権限、予算、人員を拡充した真に政策遂行力ある組織とすること。また、子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援を拡充するとともに、子どもに関する各種施策の多くを担っている地方への財政措置を拡充すること。さらに、国の施策に地方の実情を的確に反映するため、定期的に国と地方が意見交換・協議する場を設けること。
- 幼児教育・保育の無償化については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする、無償化に関する様々な課題に対し、P D C Aサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き続き地方と十分協議すること。
- いわゆる幼児教育類似施設について、幼児教育・保育の無償化に関する協議の場等において、利用支援措置における必須要件（保育の必要性のある子どもの割合等）の緩和、国補助率の引上げ等の支援の拡充、事務負担の軽減及び無償化も含めて検討すること。

- これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃など、あらゆる支援措置を国の責任において講じること。また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。
- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」の実現に向けた1兆円超の安定財源の確保とともに、「新子育て安心プラン」に基づく待機児童解消のための支援を充実すること。
- 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し内容や見直しに際しヒアリングを行った地方意見について、継続的に検証し、施策へ反映すること。また、国の財政負担の拡充を図るとともに、手続の簡素化を図り、市町村及び事業者の事務負担の軽減を図ること。
- 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可外保育施設の認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措置を講じること。あわせて、認可外保育施設等に関する子ども・子育て支援情報公表システムについて、保護者や市区町村が十分活用できるよう周知徹底を図ること。
- 不妊治療への支援については、所得制限撤廃、助成額増額、助成回数の見直しが図られたところであるが、令和4年度当初からの保険適用に当たっては、なおも保険適用外となる治療も含め、引き続き利用者の経済的負担の軽減が図られるよう配慮すること。
- 少子化対策の抜本強化に向け、無利子奨学金の充実、多様な保育サービスの拡充、子どもに関わる全国一律の医療費助成制度の創設、小学生以上の子どもの医療費助成等に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化など、子育て支援の充実や地方単独事業に対する地方財政措置の拡充を図ること。
- 放課後児童クラブについて、「新・放課後子ども総合プラン」における

「2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を図る」との目標を達成するため、国の責任において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた待遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

- 現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施や教職員の働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策としてのソーシャルディスタンスの確保など、様々な課題が山積している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう、少人数学級編制を可能とする教員の確保を図ること。
- 地方の実情を勘案することなく、国の財政健全化のために教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くおそれもあることから、決して行わないこと。
- 今後、35 人学級を計画的に進めていくに当たっては、地域の実情に応じた円滑な移行が図られるよう、公立小学校施設等の整備、教職員の確保・質の向上、加配定数の維持等について、地方の意見を十分に聞き、施策に反映すること。また、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、特に、公立小学校施設等の整備については、地方がその実情に応じて柔軟な対応が出来るよう、十分配慮すること。
- 公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、「新しい生活様式」も踏まえた学習環境の早急な改善が図られるよう、引き続き十分な財政措置を講じること。
- G I G Aスクール構想については、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された学びを実現するため、ハード整備のみならず、G I G Aスクールサポーター等の I C T 教育人材の配置充実や有償ソフトウェア、更新費用やランニングコスト等も含めた I C T 環境整備に必要な財政措置の拡充を行うこと。また、高等学校においても、小中学校と同様

に、統一的かつ緊急的に1人1台端末が活用できる環境の整備を進めるため、各都道府県の現在の取組状況を踏まえ、国庫負担による格別な支援を行うこと。

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び児童福祉法等に基づく児童相談所及び市町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置、国において専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。
- 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなどのひとり親家庭への支援策の拡充、児童養護施設等の小規模・地域分散化等に要する施設整備等への財政支援の拡充等による社会的養育の充実、「地域子供の未来応援交付金」の当初予算規模の拡充と対象事業の拡大等による地方の独自の取組への継続的支援などを図ること。

□ 地方分権改革の着実な推進

- 地方の具体的な意見を反映する仕組みとして定着している「提案募集方式」での議論の蓄積を踏まえつつ、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直し、計画策定等の見直し、地方への事務・権限の更なる移譲、地方税財源の充実などの制度的な課題の検討を行い、地方分権改革の一層の推進を図ること。また、地方分権改革を確実に進める姿勢を示すため、担当大臣の名称として「地方分権改革」を明示すること。
- 「提案募集方式」における提案については、国において地方に委ねることによる特段の支障等の立証を示せない限り実現を図ること。また、提案の実現に当たっては、単に運用改善にとどまらず、国と地方の役割分担の観点から、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの徹底した見直しを進めること。
- 福祉施設を中心に国が全国一律の基準を設定し地方の自主性を拘束している「従うべき基準」については、放課後児童クラブや小規模多機能型居

宅介護において一定の見直しが図られているが、未だ地域の実情に応じた施設の設置促進や適正な運営の確保に支障が生じているため、速やかに一層の参酌基準化等を進めること。

- 地方自治体の計画策定等を規定する法令が増加しており、策定を義務付ける「努力義務」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、地方自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多い。このような状況は、地方自治体の事務負担の増加のみならず、地域の現状や課題を踏まえ住民参加の下で各地方自治体が進める主体的な取組の阻害につながるため、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを所管府省庁において積極的に進めること。
- 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、地方自治体に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を、地方自治体ごとの行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模市町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、地方の裁量の確保に十分配慮すること。さらに、地方自治体に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、簡略化や廃止・統合を含めた必要な見直しを行うこと。また、国が法令を制定する場合の義務付け・枠付けが許容される基準について見直すとともに、「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立について実現すること。
- 地方が地域の実情を踏まえて事業推進できる社会资本整備総合交付金等の一括交付金の総額を確保するとともに、国と地方の役割分担の下、個別補助金の対象は地域ごとに偏在性があるものや年度間で大きな変動のあるものに厳に限ること。
- 地方自治法第 263 条の 3 の規定に基づき、各大臣は、その担任する事務に関し地方自治体に新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方六団体に当該施策の内容となるべき事

項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする事前情報提供制度等が設けられており、その趣旨を十分に踏まえ、地方が役割を担う施策について、地方への情報提供を迅速に行うとともに、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については早期に地方と協議すること。

□ 地方議会の活性化

- 地方分権の進展に伴い地方議会が果たす役割と責任がますます重要となる中で、議会・議員の団体意思を決定する責任を明確化し、議会の重要な役割を多くの住民に十分理解いただくとともに、女性や若者の議員としての政治参画を図るためにも、地方議会の団体意思決定機関としての位置付け及び地方議員の職務などを地方自治法に明記すること。
- 先の通常国会において改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方が実施する議員活動と出産・育児の両立支援のための体制整備、ハラスメントに係る研修実施や相談体制の整備などの取組に対する支援を講じること。
- デジタル技術の活用等により、多くの住民の声を反映した活力ある地方議会にするため、議会におけるデジタル人材の確保・配置、議会・議員のデジタル化に係る通信環境や機器の整備などに関する技術的・財政的支援を講じること。

□ 地方税財源の確保・充実

- 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を搖るがす見直しは断じて行うべきではない。特に、令和3年度における土地に係る税額の据置措置は臨時・異例の措置であり、令和3年度限りとするとともに、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に行うこと。また、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策や、生産性革命の実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

- 今後の自動車関係税の見直しに当たっては、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方財政に影響を与えないよう留意すること。また、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時の軽減の延長について、更なる延長は行わないこと。
- 電気供給業、ガス供給業などに対する法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- 法人税改革にあたり、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、引き続き、中小法人への適用については慎重に検討すること。
- 個人所得課税の見直しに当たっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すること。
- ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の3割はゴルフ場所在都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源の乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。